

グローバル化関連統計の整備

2008年7月4日

富浦 英一

1. 検討の対象とする範囲

グローバル化関連統計のうち、実物的側面に焦点を当て、伝統的な分野である①日本の貿易（財・サービスの輸出入）に加え、近年重要性が高まっている②日本企業（日本国内で事業活動を行っている企業）による海外における事業活動について、複数の省庁の統計にまたがる問題を中心に検討する。

2. 現状

(1) 貿易に係る統計

財の貿易については、財務省関税局による通関業務に伴い収集された情報が蓄積され、詳細な品目別の輸出入額も公開済みであり、品目分類（関税分類）の国際的共通化も進展している。また、企業・事業所を対象とした一部の統計でも、貿易関連の調査が行われている（例：「経済産業省企業活動基本調査」の海外との取引額、「工業統計」の直接輸出額）。なお、貿易統計の基礎となる輸入・輸出申告書にも、輸入者・輸出者に関する情報は記載されている。

サービス貿易については、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」（支払等報告書）（以下では「外為法報告書」と略記）の届出に伴い日本銀行に蓄積される業務情報が主たる基礎となって、国際収支におけるサービス貿易の統計が整備されている。

(2) 海外事業活動に係る統計

「海外事業活動基本調査」（経済産業省、以下では「海事調査」と略記）が、海外現地法人（10%以上出資法人、過半出資子会社が過半出資する孫会社）について、常時従業員数、地域別売上高（現地販売、対日逆輸入、主要地域別輸出）、地域別仕入高（現地調達、日本から、主要地域別）、主要費用項目、設備投資額、研究開発費等、比較的詳細な項目を調査している。他方、海外現地法人を広範にカバーした民間のデータベースも商業ベースで販売されている。

3. 問題の所在

(1) 海外現地法人に関する母集団情報

海外現地法人に関する統計調査において、最も基本的な問題として、調査対象となる海外現地法人の適切な母集団情報がない点がある。このため、代表的な統計調査である「海事調査」の毎年の回収率が安定していない場合でもその補正が困難である。指定統計でないこともあって、回収率も高くない（公表回収率（過去10年 56.0～73.5%）は、本社企業

であって、現地法人の捕捉率ではない。) ことを考慮すれば、何らかの対応が求められる。また、同調査は国際展開が注目される金融・保険業等を調査対象業種として含んでいない点も課題である。

日本企業の海外展開が広がる中であって、輸出入だけで日本経済のグローバル化を測ることはもはや困難である。そのため、一つの重要な尺度として海外生産比率が用いられることが多いが(最新調査で過去最高の 18.1%を記録)、その算出は上記のような限界を伴う「海事調査」に依存しており、過小推計のおそれが強い。逆輸入が日本の総輸入に占める割合や現地法人向け輸出が総輸出に占める割合についても、日本の貿易に与える影響との関連で言及されるが、同様の問題が避けられない。

他方、我が国で広く活用されている民間のデータベースである「海外進出企業総覧」(東洋経済)は、「海事調査」よりも広範な海外現地法人をカバーしているが、親会社や我が国に与える影響を評価するのに必要な地域別の出荷・調達に関する情報がない。

平成 21 年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」においても、子会社に親会社を記入させる方式であり、海外子会社については、社数のみの回答で、個別の子会社名は把握されない計画である。従って、産業空洞化が懸念されても、海外現地法人活動の拡大・開始が日本経済に与える影響がどの程度であるかについての全貌を定量的に把握する統計的基礎が今後も存在しない状況は何ら改善されないままである。

また、「海事調査」の調査項目は比較的詳細に用意されているが、ASEAN 等で日本企業の生産・調達・流通ネットワークが近年精緻に展開されてきたことから、複数の国々に立地する海外子会社間の貿易、親会社からのサービス提供等、重要化している活動で現状の調査では把握し得ないものが出てきている。

(2) 貿易に係る情報の利用

グローバル化が企業パフォーマンスに与える影響(輸出、海外委託等が生産性を高める効果等)については、実社会だけでなく国際経済学研究においても注目が集まっている。特に日本経済にとっては、人口減少に伴う国内市場の成長低下、グローバル化等を考えると重要な問題である。

しかし、公開されている貿易統計のみでは、財の輸出・輸入を行う企業の特徴を知ることができない。他方、企業・事業所を対象とした他の統計では、貿易に関する項目は非常に粗いものにとどまるが(例えば、工業統計で輸出額の品目・地域別内訳は不明。)、これらの統計で貿易調査項目を増やすのは、貿易統計と重複して記入者負担増になる。

また、輸出入申告書に記載されている貿易形態別の一部の情報(委託加工等)については、国際分業の進展を詳細に把握する貴重な情報にも関わらず、一般に広く公開されている集計された貿易統計に反映されていない。

サービス貿易については、「外為法報告書」が電子化されていないこともあって、既存区分での国際収支の集計値を作成する以外に貴重なマイクロ情報が活用されていない状態にある。

4. 海外における状況

(1) 海外事業活動の調査

米国では、商務省 BEA により、回答が法的に義務付けられた US Direct Investment Abroad が実施され、1977 年以降のデータが蓄積されている。間接所有を含め 10%以上出資の全海外法人に対する調査を 5 年おきに実施している。それ以外の年は一部企業の調査だが、母集団情報に基づくサンプリングとなっている。経理的事項、従業者数、賃金等に加え、企業内貿易も調査されている。

米国以外でも一部の国々において、海外事業活動の詳細な調査が実施されている。例えば、フランスで、回答義務付け調査に基づいて、毎年、海外法人の従業者数等を把握している。スウェーデンでも、全企業対象の簡易調査や、限定企業への詳細調査が行われている。

(2) 貿易統計の活用

貿易形態別に再集計した貿易統計データが、近年、米国で活発に利用されている。例えば、Feenstra, R., and G. Hanson (2005) “Ownership and control in outsourcing to China,” *Quarterly Journal of Economics* 120, pp. 729-761 は、企業所有形態（外資系等）とオフショア・アウトソーシング（委託加工貿易）の関係という最近注目されているテーマについて、地域、品目別に細分された中国の貿易統計データを用いて分析している。

更に進んで、欧米では、通関情報と個別企業のマイクロ統計を統合したデータベースが整備されている。例えば、米国では、関税局の通関情報（1993-2000 年における \$2500 以上の全輸出、\$2000 以上の全輸入取引に関する 10 桁関税分類、金額、数量、相手国等）を、企業の Employer Identification Number を用いてセンサス局の全事業所パネル・データとリンクさせたデータベースが構築されている（Bernard, A., J.B. Jensen, and P. Schott (2005) “Importers, Exporters, and Multinationals: A Portrait of Firms in the U.S. that Trade Goods,” NBER Working Paper No. 11404）。米国では、貿易相手が関連会社（直接・間接に 10%以上保有）であるかについても個別輸出入の申告書に記入させているので、企業内貿易の情報もリンク対象となっている。

フランスにおいても、製造業の全企業について、税務情報に基づいて INSEE で構築された企業 B/S データベースを通関情報と SIREN ID を用いてリンクさせている。B/S 以外の変数（国内生産等）が含まれていないなどの制約はあるが、全ての輸出入を企業別・相手国別に網羅している。このデータベースを用いた分析としては、Eaton, J., S. Kortum, and F. Kramarz による “Dissecting Trade: Firms, Industries, and Export Destinations,” *American Economic Review* 93 (2004), pp.150-154 や、“An Anatomy of International Trade: Evidence from French Firms,” CREST Working Paper (2007) 等があげられる。

5. 今後必要とされる対応

(1) 海外子会社活動の包括的調査

平成 21 年の「経済センサス基礎調査」において、国内の子会社側から親会社を把握することができるが、子会社が海外に立地する場合には調査の枠外のままである。日本経済にとって企業が国内に立地するか海外立地を選択するかは政策上重要な関心であり、また、親会社にとっては子会社の運営を経営上内外一体で行っていることが多いと考えられることから、将来（例えば平成 26 年）の「経済センサス」においては、海外子会社についても国内子会社と同様に悉皆的な情報を収集することが必要である。そして、この母集団情報を用いて、海外子会社を有する全企業を対象として、海外子会社活動に関する調査を行うことが有益である。その際、個々の海外子会社に直接ではなく、国内親会社に対して、自らの有する海外子会社を一括して調査する方式が、回答義務付けとの関係で適切と考えられる。

調査項目の中では、モノの取引把握をより実態に合わせる（日本国内の親会社だけでなく第三国に立地する他の自社海外子会社との取引を含む企業内貿易）だけでなく、サービスのオフショア・アウトソーシング関連の項目を特に充実させることが、業務の外部化に関する国内調査充実（「企業活動基本調査」の関連調査項目拡充等）と平仄を合わせたサービス統計充実の一環としても重要である。なお、調査票については、既存の「海事調査」をベースとした詳細版と、対象企業の拡大を考慮した簡易版（大企業・中小企業、詳細・簡易調査年、子会社・他現地法人）に分けるのが現実的な一案と考えられる。

経済産業省は、こうした包括調査の実施に向け、海外における類似調査に関する情報収集・分析、調査票の設計、既存関連統計調査の整理、予備調査の実施等の準備作業に速やかに着手する必要がある。

(2) 貿易データの高度利用

貿易統計については、統計を取り巻く資源の制約を考慮すると、統計の収集範囲を拡大するよりも、既に蓄積されたデータの利用を一層高度化することが課題である。

財の貿易に関しては、まず当面は、輸出・輸入申告書に記載されていて未だ十分に統計に活用されていない貿易形態別の情報（順・逆委託加工契約）について、貿易相手国別、品目別に全国レベルで再集計したデータを、個別取引が特定されない範囲で、その他の貿易統計と同様に公開を進めることが有益である。

次いで、平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」にもとづく母集団情報の提供を関税局が受け、通関情報の利用高度化に活用すべきである。企業の母集団情報を関税局において利用することにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて把握することが可能となる。

更に長期的には、通関情報を企業統計マイクロ・データとリンケージさせることが非常に有益であろう。具体的には、輸出・輸入申告書に記載された情報（輸入原産国・輸出仕向国、品目分類（関税分類を国内産業分類に合わせて統合）、輸出入金額、委託加工貿易等）

を、輸出者・輸入者（日本輸出入者標準コード取得法人に限定）の情報を用いて、別途既に収集・整備されている法人企業統計等の企業統計データにおける当該企業の情報とリンクさせることとなる。なお、リンク作業については、調査対象企業のビジネスへの影響を避けるために一定期間を経過した年次以前に限り個別企業が特定される値は公開しないなど慎重な注意を要することから、関税局における具体化に当たっての検討も必要である。

サービス貿易については、外為法業務の過程で収集されている貴重な情報の高度利用が可能となるよう、例えば、紙で届け出られた「外為法報告書」を電子的に記録し始めるなど、まずは将来に向けた準備を整えることが必要である。その上で、長期的な検討課題としては、個別取引が特定されないよう細心の注意を払いつつ、「外為法報告書」に記載された企業情報を他の企業統計と結び付けて活用していくことは、財の貿易に比べ実態が十分に明らかではないサービス貿易の解明のために重要である。

6. 期待される効果

(1) 日本経済グローバル化のより正確な実態把握

日本経済にとって今後更に重要性が高まると予想される日本企業の海外活動のうち、少なくとも海外子会社分について、その全貌把握が格段に正確になると期待される。例えば、空洞化との関連で頻繁に言及される海外生産比率や逆輸入比率がよりの確に全体像を反映した数値となる。

また、財の貿易統計の情報を高度に利用することは、例えば、輸出・海外委託加工・部品輸入の拡大が国内の雇用や生産性に与える影響の評価、中小企業の海外販路拡大の支援、海外生産が輸出入に与える影響の評価等に資すると期待される。

更に、「外為法報告書」情報の高度利用が可能となれば、拡大を続けているサービス貿易の詳細な実態、特に、世界経済に大きな影響を与えている多国籍企業の企業内取引の把握にも資するであろう。

(2) 記入者負担増を伴わない行政情報の高度利用

通常の行政事務に伴って収集された貴重な情報をこれまで以上に有効に高度利用することとなる。また、今般構築されることとなる企業リンク・データは、関税・外為法関連業務の向上にも活用しうるものと期待される。

なお、財とサービスのいずれにおいても、企業に係る貿易統計関連の記入者負担が増えることは全くない。（他の企業統計における関連調査項目の簡素化が将来図られることとなれば、全体としての記入負担はむしろ軽減される。）海外事業活動の調査についても、既存の「海事調査」との関係を整理し、更に、関連調査である「海外現地法人四半期調査」、「外資系企業調査」等の統合・簡素化も視野に入れれば、中小企業の海外展開が実際には限られていることもあり、記入者負担増加の問題は深刻とはならないと考えられる。

(表) グローバル化関連統計の現状

企業のグローバル活動	現在の 主な 統計	残されている主な課題
貿易（財）	貿易	輸出入企業情報とのリンク
うち企業内貿易	海事 企活	「海事調査」の母集団情報整備、 貿易統計の企業情報活用
うち委託加工貿易	貿易	集計情報の公開
貿易（サービス）	外為	高度利用に備えた電子化
うち企業内貿易	-----	「外為法報告書」情報と企業統計 のリンク
貿易（オフショア・アウトソーシング） （サービス：財の別、企業内も）	中小実	「企活」・「海事調査」項目の拡充、 貿易統計・「外為法報告書」の活用
海外（生産・出荷）	海事	母集団情報の整備
逆輸入、現地、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充
海外（調達）	海事	母集団情報の整備
現地、日本、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充

(注)「貿易」は貿易統計、「海事」は海外事業活動基本調査、「外為」は「外為法報告書」(外為法における収支等報告書)、「企活」は企業活動基本調査、「中小実」は中小企業実態基本調査の略。

